

羽出銀の採掘

江戸時代以前、羽出で銀が採れたという話があります。元禄四年（一六九一）編さんの『作陽誌』には、

「阿曾宇山」の山上四丁ばかりに銀鉱があり、文禄期以前、つまり安土桃山時代より以前に、この山と羽出村内にある「林」という場所で銀を鑄造しており、これを「羽出銀」と名付け、当時武器の装飾品として多く用いられていた。その後、江戸時代の天和元年（一六八一）に再び採掘を行ったが、銀は採れず廃鉱にたと書かれています。

場所は、「阿曾宇山の麓は葛籠屋」という」との記述から、吉井川左岸

の奥津・養野との境にある山のことでしょうか。

同じく江戸時代に書かれた『美作一國鏡』には、江戸時代の採掘の話がもう少し詳しく書かれています。『美作一國鏡』は、明和七年（一七七〇）に、勝南郡池ヶ原村（現在の津山市池ヶ原）の庄屋・岡伊八郎氏利が家蔵の古書類や、地域に残る記録、口碑などをもとに津山森藩四代の事績をまとめたもので、津山森藩の政策に対して批判的に書かれ、特に三代藩主・森長武については、その暴政が事細かく記録されていることが特徴です。ここでは、次のよう

に書かれています。

延宝六年（一六七八）、羽出村の銀鉱の跡を同村の太郎兵衛という者が再び掘ってみると大いに利益があった。この話を聞いた森家家臣の大倉又六が藩主の森長武に伝えると、長武はお気に入りの家臣である又六の進言をすぐに採用し、鉱山を太郎兵衛から没収して、銀山の採掘を計画します。しかし、良識派の家老である長尾隼人と神尾藏人は、「銀山は大きな利益があるものではなく、出費も多いため止めた方がよい」と

いた。先の見通しがなければ大事業は行うべきではない。こうした判断をしてしまったのは、我々家臣の罪である」

と言いつつ、百々玄蕃は又六に閉門蟄居（自宅の一室で謹慎し、外出や人の出入りを一切禁止する武士の刑罰の一つ）を申し付けます。しかし、長武はお気に入りの家臣である又六を赦免せよと命じますが、良識派の家老らがこれを許さず、機嫌を悪くした長武はこれをきつかけにますます放埒（はなはだ）がひどくなっています。

と言上しますが、同じ家老職の森物兵衛と百々玄蕃は、「佐渡銀山・生野銀山の例もあるので、必ずしも利益がないとは言えない。長武公は放埒（自分勝手）でだらしないことであるが、この思い付きは久々に良い判断である」と

と長武を賞賛し、家老の間でも意見が分かれましたが、結局採掘することに決定しました。

そして、大倉又六を銀山奉行に任じ、延宝六年から天和元年までの四年間、数万の大金を投じて採掘を行いました。利益が上がらず採掘は中止となりました。長尾隼人は、「この損失は初めからわかりきって

小畑谷 在同村南北二十丁餘有細流二條瀆賦賦凡小畑谷宇土阪岩澤谷上野坂の
岩原稻谷原須以牟良谷法住寺山下巖細田山鉄山原湯嶺向原大小津山巖深引
田原片原山毛都古宇山歩溪等皆属川西村
奥谷 在川西山下才原界羅木多土民焚矣
大鈞山 踰奥津川西村羽出村詳前
羽出山 自伯作之界大谷時田代之交至荒川後繼二里半横一里半総名羽出山此
間有谷又立巖五石五畝一谷山知止谷大嶺山松廣山曲谷岡三山以幾谷和加楚山
理冠石山毛都古宇谷細出川大田山等皆属羽出村又有羽出川一名千間原川源發
上才原平白谷川長二里半入奥津川此處曰落合
阿曾宇山 在同村號曰葛籠屋山上四丁許有銀鑛文祿以前於此山及林地名在此村有
銀鑛名曰鑛銀名之羽出銀當時武具多用此飾之到今聞巷間有識此銀者後天和辛酉
歲長倉玄蕃不成而廢

『作陽誌』の阿曾宇山の記述



「阿曾宇山」付近

と長武を賞賛し、家老の間でも意見が分かれましたが、結局採掘することに決定しました。そして、大倉又六を銀山奉行に任じ、延宝六年から天和元年までの四年間、数万の大金を投じて採掘を行いました。利益が上がらず採掘は中止となりました。長尾隼人は、「この損失は初めからわかりきって

鏡野町教育委員会 生涯学習課 日下
電話(0868)54-7733